

新公審査答申（情）第24号
令和6年8月1日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和6年1月4日付け、新福監第463号の8で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が令和5年2月10日付け新地包ケ第525号の2により行った非公開決定は、これを取り消し、決定し直すべきである。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和4年12月21日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、令和3年度から令和4年度の決裁資料すべて（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 審査請求人への補正

令和5年1月4日、実施機関は、審査請求人が提出した情報公開請求書（以下「本件請求書」という。）に記載された内容では、本件請求文書が特定できないことから、本件請求書に形式上の不備があると認め、条例第8条第2項の規定に基づき、審査請求人に補正を求めた。

令和5年1月11日、審査請求人から、課長決裁の全ての資料との回答があったが、令和5年1月20日、実施機関は、本件請求文書の特定には至らないとして再度補正を求めた。

その結果、令和5年2月6日、審査請求人から、これ以上回答しない旨の回答があった。

3 実施機関の決定

令和5年2月10日、実施機関は、本件請求文書を特定することができなかつたため、非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

4 審査請求

令和5年2月21日、審査請求人は、本件決定を不服として審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

5 諮問

令和6年1月4日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び口頭意見陳述聴取結果記録書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

条例第8条第2項では、補正の参考となる情報を提供することとなっているが、提供されず非公開となった。

形式上の不備があるとしているが、何が形式上なのかわからない。課長補佐からは課長決裁の分は非公開だと聞いた。他部署では課長決裁文書を公開している。参考資料も出さないし、何度も文書で補正を求めているが、まともな返事がない。決定を取り消し、課長決裁文書を公開すべきである。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

情報公開事務の手引きによると、条例第8条の運用では「請求に係る行政文書が特定できる程度に具体的に記載されていること」が記載されている。しかし、本件請求書の記載内容では、本件請求に係る行政文書の特定を行うための具体性に欠けた記述であったため、行政文書が特定できるような内容の補正となるよう参考書式を示し、条例第8条第2項により補正を求めた。審査請求人からの回答は、本件請求書の記載内容から実質的に変わっていなかったため、行政文書一覧を作成し、参考に文書を選定してもらいたいとして、再度補正を求めた。審査請求人は、この再度の補正に対し「行政文書の特定はしない」と回答、「これ以上補正書を発行して情報公開を拒否するなら不服の申し立てをします」と記載があったが、具体的な回答は示されなかったことに加え、記載内容から、以後、補正による行政文書の特定は不可能と判断し、本件決定を行った。

審査請求人の主張する「条例8条第2項に書かれている補正の参考となる情報を提供することとなっているが提供されず非公開となった」については、「行政文書の特定に足らない請求内容をより明確にしようと審査請求人に補正を実施したものであり、1回目の補正では行政文書が特定できる内容となるよう参考書式を示し、

特に、2回目の補正では、行政文書一覧を提供した上で行政文書を選択する方法を提案している。」「このことは、補正の参考となる情報を提供するよう努めたものである。また、このたび非公開決定としたことは、審査請求人がさらなる補正には不服申し立てを行うとしたことにより、以後、補正による行政文書の特定は不可能となったことによるものである。」「したがって、補正の参考となる情報提供なく非公開と決定したとする審査請求人の主張は認められない。」

以上のことから、本件決定については、条例に基づく適法な処分である。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が条例第8条第2項の規定に基づき、補正を求めたが行政文書を特定することができなかつたとして本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件請求書の記載内容には、形式上の不備はなく、課長決裁文書は公開すべきとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

- (1) 実施機関の説明によると、本件請求書の記載内容は、本件請求文書の特定を行うための具体性に欠けた記述であったため、条例第8条第2項の規定に基づき補正を求めた。しかし、審査請求人からの回答では行政文書は特定されず、また、更なる補正には不服の申し立てを行うとする記述から、以後、補正による本件請求文書の特定は不可能となったことにより本件決定を行ったとのことである。

また、1回目の補正では参考書式を示し、2回目の補正では行政文書一覧を提供した上で行政文書を選択する方法を提案した。このことは、補正の参考となる情報を提供するよう努めたものであるとのことである。

- (2) 条例第8条第1項は、「公開請求をしようとするものは、実施機関に対して実施機関が別に定める請求書を提出しなければならない。」とある。

同条第2項は、「実施機関は、前項の請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。」とある。

- (3) 当審査会において、令和5年1月10日付審査請求人作成の「補正書」を確認したところ、「課長の決裁のすべての資料です。」と記載があることが確認できた。
- (4) そこで、当審査会において、実施機関に対し、上記(3)の記載内容で本件請求文書が特定されないとした理由を確認したところ、「課長の決裁」という外形的要素は明らかではあるものの、どのような情報や内容が掲載された「課長の決裁」なのか具体的な記述がなかったことから行政文書の特定には至らないとのこ

とであった。

- (5) しかし、本件請求書及び令和5年1月10日付審査請求人作成の「補正書」によれば、審査請求人は令和3年度から令和4年度までの間に、課長が決裁した全ての資料を求めていることは明らかであり、行政文書の特定には至らないとした実施機関の主張は、是認し難い。
- (6) よって、実施機関は本件決定を取り消したうえ、特定された行政文書について、改めて公開非公開の決定をすべきである。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 最後に、本件決定における実施機関の対応について付言する。

本件のような包括的な請求があった場合には、その量が膨大で非公開情報の検討などによる通常業務の支障を来す可能性も否定できない。実施機関が請求書の補正を求めたことについては誤りではないが、補正を求める際に実施機関からも具体的な記述ができるように参考となる情報を積極的に提供すべきであった。

実施機関は、さらなる新潟市情報公開制度の理解に努め、市民への信頼を損なうことのないよう、条例に基づいた適切な対応に努められたい。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年 月 日	内容
令和 6年 1月 5日	実施機関の諮問書を受理
令和 6年 3月 5日	審査会開催（第1回）
令和 6年 4月15日	審査会開催（第2回）
令和 6年 5月17日	審査会開催（第3回）
令和 6年 6月24日	審査会開催（第4回）
令和 6年 7月30日	審査会開催（第5回）

(第3部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子